

令和 6 年 9 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 6 0 号

令和 6 年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 1 号

令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 2 号

令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 3 号

令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 4 号

令和 6 年度射水市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 5 号

令和 6 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 6 号

令和 6 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 7 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 6 7 号

射水市市税条例の一部改正について

(説 明)

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

固定資産税の非課税の適用を受けようとする者のうち学校法人等がすべき申告に関する規定については、地方税法の規定を引用しており、同法の改正により引用条項が改められることに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 6 8 号

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(説 明)

射水市災害弔慰金等支給審査委員会を設置することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 4 8 年法律第 8 2 号)第 1 8 条の規定により、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための機関の設置に関する規定を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 69 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

(説 明)

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例において、被保険者証に係る罰則規定については法の規定を引用しており、被保険者証の廃止に伴い、法の規定中、被保険者証の交付及び返還に係る規定が改められることから、本条例について同様に改正するもの。

2 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

議案第 70 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説 明)

健康保険証のマイナンバーカードへの一本化に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の規定による事務の処理に関し、庁内で個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を行うため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

番号法第 9 条第 2 項の規定により行う事務において、庁内連携する特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）に、医療保険給付関係情報を追加するもの。

対象となる事務	特定個人情報
射水市子ども医療費助成に関する条例（平成 17 年射水市条例第 140 号）による子どもの医療費助成に関する事務	住民票関係情報
	医療保険給付関係情報
射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成 17 年射水市条例第 143 号）によるひとり親等の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
	住民票関係情報
	医療保険給付関係情報
射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例（平成 17 年射水市条例第 152 号）による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
	住民票関係情報
	医療保険給付関係情報
射水市妊産婦医療費助成に関する条例（平成 17 年射水市条例第 141 号）による妊産婦の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
	住民票関係情報
	医療保険給付関係情報

2 施行期日

条例公布の日

議案第 7 1 号

射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(説 明)

射水市民病院において、現在実施しているリハビリテーション部門の機能を強化するため、新たに診療科としてリハビリテーション科を設置することに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

診療科目にリハビリテーション科を追加するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 7 2 号

字の区域の変更及び廃止について

(説 明)

射水市本開発地区土地区画整理事業に伴う換地処分のため、字の区域を変更し、及び廃止する必要が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

施行期日 換地処分の公告があった日の翌日

〈地籍調書〉

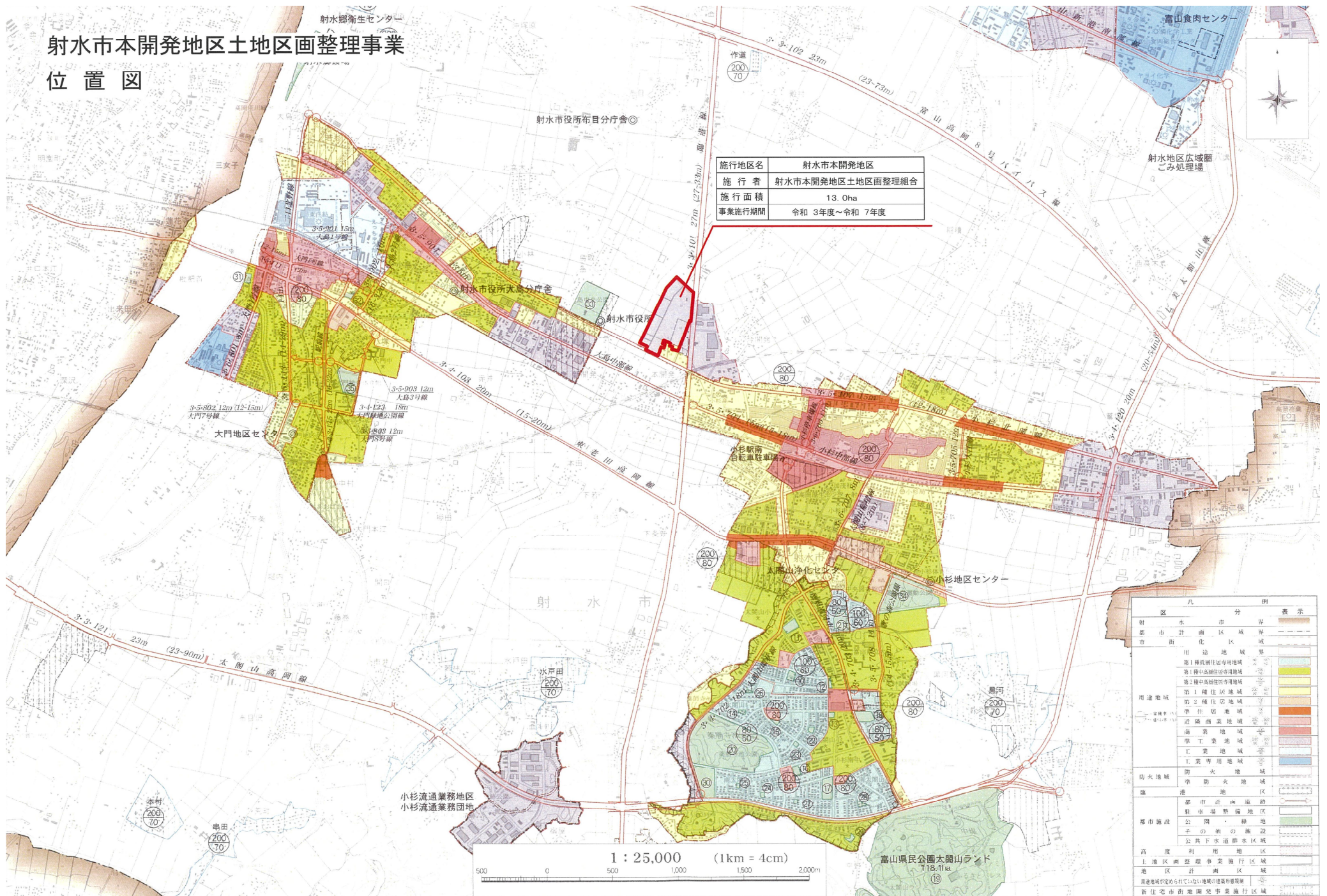
1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積（㎡）	備 考
射水市	今井		7	1,952.01	大字本開発に編入
	新開発		1	1,088.11	
	本開発	石田	12	2,902.77	大字新開発に編入
		下ノ田	1	3.11	
	本開発	石田	6	299.57	大字今井に編入
	新開発		4	1,636.87	
計			31	7,882.44	

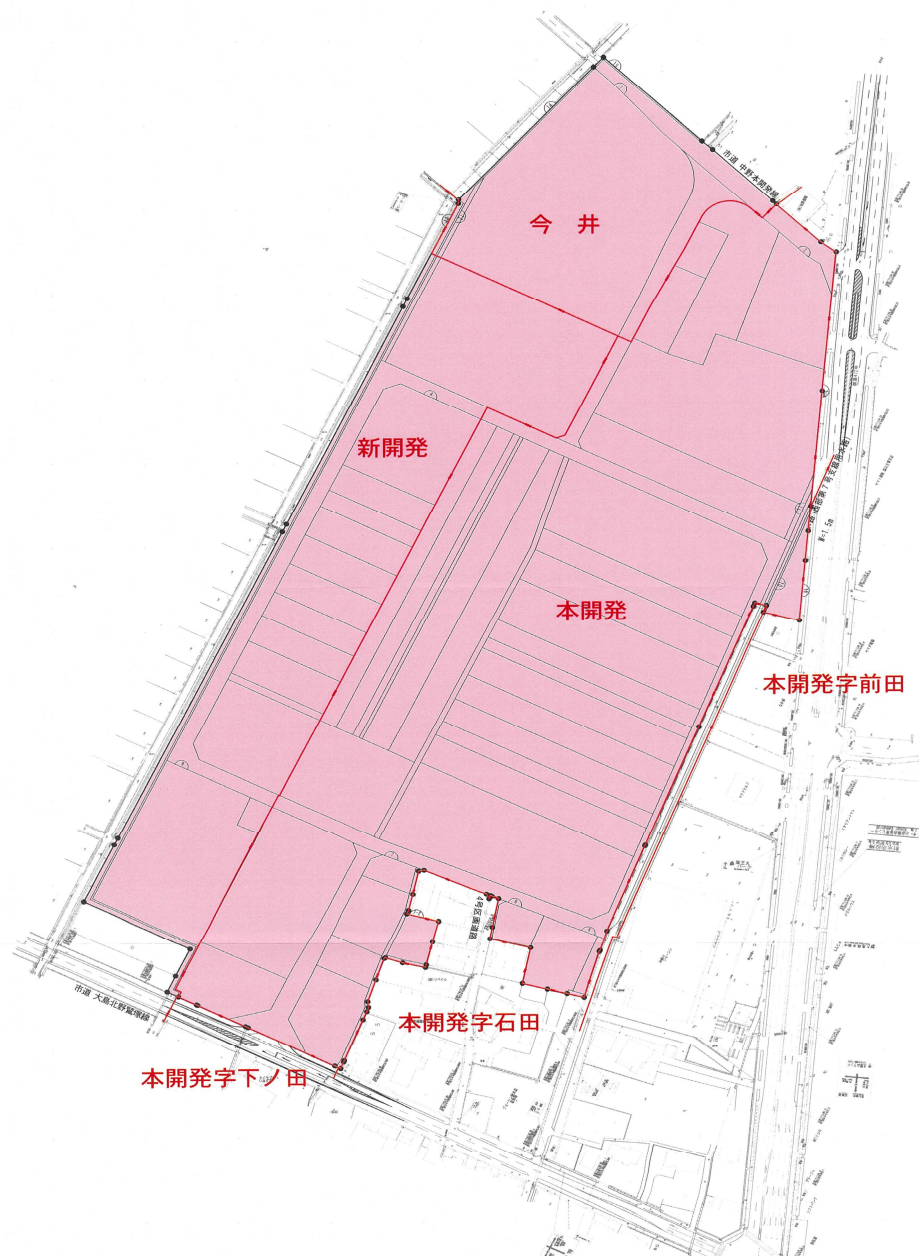
2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	字名	筆数	地積（㎡）	備 考
射水市	本開発	下ノ田	114	21,353.55	
		石田	183	57,485.15	
		前田	8	670.54	
計			305	79,509.24	

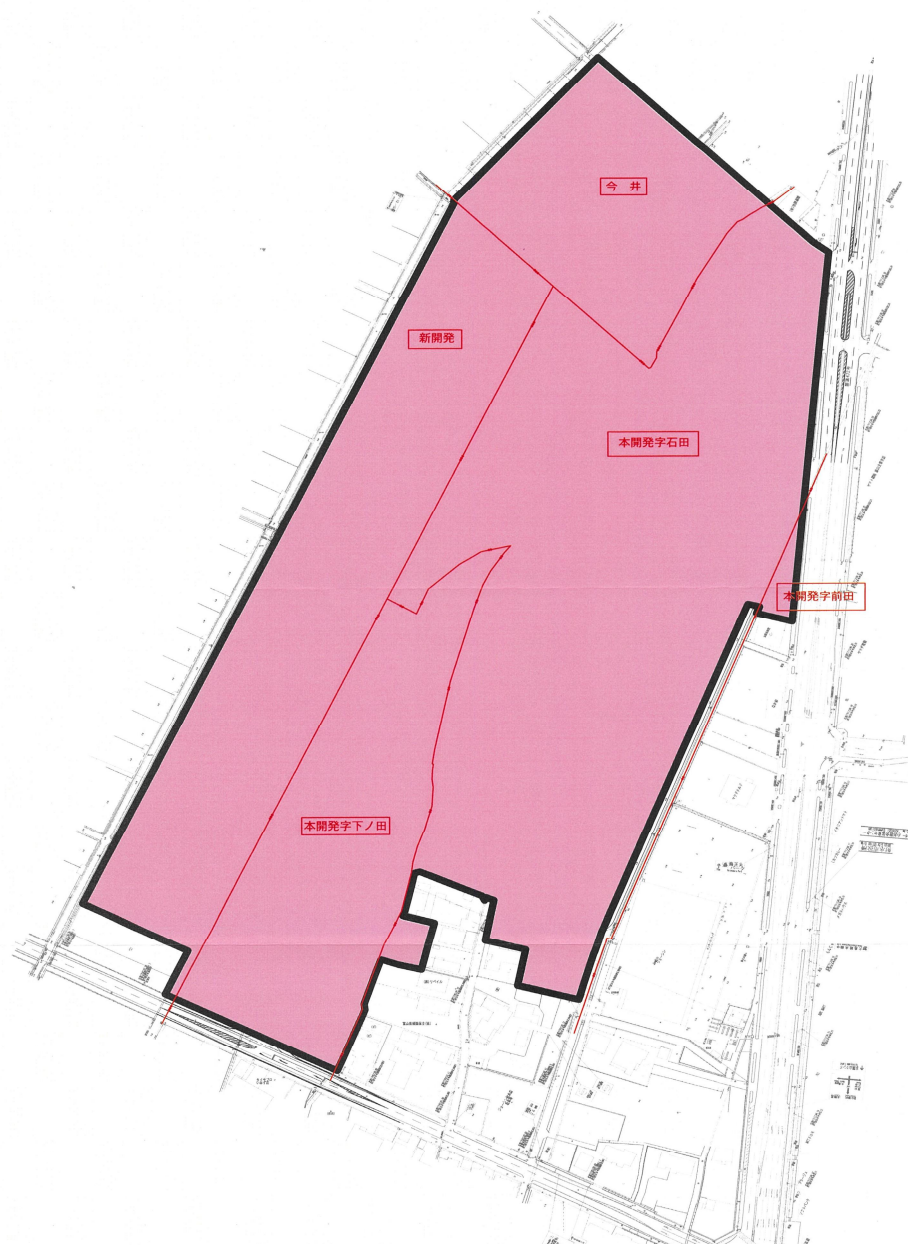
射水市本開発地区土地区画整理事業 位置図



【変更後】



【変更前】



資料提供 射水市本開発地区土地地区画整理組合

議案第 7 3 号

動産の取得について

(説 明)

令和 6 年 8 月 2 0 日に指名競争入札に付した凍結防止剤散布車の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 2 項（別表第 4）、同法施行令第 1 6 7 条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条）。

名 称	数量	取得の方法	取得金額	契約の相手方	納 期
凍結防止剤散布車	2 台	指名競争入札による契約	43, 120, 000円 (うち消費税等 3, 920, 000円)	富山市下富居二丁目13番 81号 株式会社三越 代表取締役社長 佐々木 智章	令和7年 3月31日

議案第 7 4 号

動産の取得について

(説 明)

令和 6 年 6 月 1 2 日に指名競争入札に付した消防ポンプ自動車（C D－I 型）の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 2 項（別表第 4）、同法施行令第 1 6 7 条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
消防ポンプ自動車 (C D－I 型)	1 台	指名競争入札による契約	20, 680, 000円 (うち消費税等 1, 880, 000円)	富山市牛島新町4番10号 株式会社モリタ富山営業所 所長 土居 典生	令和7年 2月28日

議案第 75 号

射水市フットボールセンター災害復旧工事請負契約について

(説 明)

令和 6 年 8 月 9 日に制限付き一般競争入札に付した射水市フットボールセンター災害復旧工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 121 条の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
土木一式 工事	530,200,000円 (うち消費税等 48,200,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	佐藤工業・牧田組・四方組射水市フ ットボールセンター災害復旧工事 共同企業体 代表者 富山市桜木町1番11号 佐藤工業株式会社北陸支店 常務執行役員支店長 川島 康広 構成員 射水市庄西町一丁目18番33号 株式会社牧田組 代表取締役社長 牧田 和樹 構成員 射水市作道685番地2 株式会社四方組 代表取締役 井坂 理恵子	契約締結の日 ～ 令和7年3月26日

議案第 76 号

令和 5 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	2 6 3, 1 7 3, 6 4 5 円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	6 9 6, 6 7 8 円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	2 5 9, 0 0 0, 0 0 0 円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	5 2 2, 8 7 0, 3 2 3 円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書 (案)】

資本金	2 5 9, 0 0 0, 0 0 0 円
減債積立金	2 6 3, 0 0 0, 0 0 0 円
計	5 2 2, 0 0 0, 0 0 0 円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

8 7 0, 3 2 3 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 32 条)

議案第 77 号

令和 5 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	3 5 2, 8 0 0, 6 2 4 円 …… (A)
前年度繰越利益剰余金	7 8 2, 9 6 3 円 …… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	4 4 1, 3 2 7, 3 4 5 円 …… (C)
当年度未処分利益剰余金	7 9 4, 9 1 0, 9 3 2 円 …… (D)
((A) + (B) + (C))	

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書 (案)】

資本金	4 4 1, 3 2 7, 3 4 5 円
減債積立金	3 5 3, 0 0 0, 0 0 0 円
計	7 9 4, 3 2 7, 3 4 5 円 …… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D) - (E))

5 8 3, 5 8 7 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 32 条)

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 1	令和 6 年 5 月 2 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 5 0 パーセント 相手方 5 0 パーセント 損害賠償額 市 4, 4 0 0 円 相手方 4, 4 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道雑木による車両破損事故 発生日 令和 6 年 3 月 2 5 日 場 所 射水市奈呉の江地内
1 2	令和 6 年 6 月 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 パーセント 相手方 9 0 パーセント 損害賠償額 市 3 6, 8 2 9 円 相手方 3 6 2, 1 7 2 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内 1 法人 3 事由 公用車と相手方車両の接触等事故 発生日 令和 5 年 1 2 月 2 2 日 場 所 射水市八塚地内
1 3	令和 6 年 5 月 2 8 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 7 8, 1 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 5 年 1 2 月 2 3 日 場 所 射水市庄西町一丁目地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 4	令和 6 年 6 月 4 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 5 7 0 , 1 8 7 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内 1 法人 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 5 年 1 2 月 2 3 日 場 所 射水市本江地内
1 5	令和 6 年 6 月 2 7 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 5 5 , 6 6 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による 車両破損事故 発生日 令和 6 年 6 月 6 日 場 所 射水市立小杉小学校
1 6	令和 6 年 7 月 2 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 0 パーセント 損害賠償額 市 1 0 7 , 7 4 5 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 消防ポンプ自動車による車両破損事故 発生日 令和 6 年 6 月 1 6 日 場 所 射水市島地内
1 7	令和 6 年 5 月 1 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 6 0 パーセント 相手方 4 0 パーセント 損害賠償額 市 2 6 , 7 3 0 円 相手方 1 7 , 8 2 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 市道舗装穴による車両破損事故 発生日 令和 6 年 4 月 1 日 場 所 射水市大江地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
18	令和6年8月9日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 124,509円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による 車両破損事故 発生日 令和6年6月19日 場 所 射水市立大島小学校

報告第 13 号

令和 5 年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.02)	— (17.02)	9.3 (25.0)	61.7 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 14 号

令和 5 年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

認定第 1 号

令和5年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

令和5年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

令和5年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

令和5年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上4件の認定について一括説明)

(決算＝地方自治法第233条)

(単位：円)

会 計 名		予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額
一 般 会 計		45,745,234,008	43,785,208,755	41,427,819,772	2,357,388,983
特 別 会 計	国民健康保険事業	7,892,907,000	7,694,621,216	7,584,375,593	110,245,623
	後期高齢者医療事業	2,556,744,000	2,555,037,462	2,552,001,688	3,035,774
	介護保険事業	9,547,691,000	9,562,683,900	9,479,400,384	83,283,516
	小 計	19,997,342,000	19,812,342,578	19,615,777,665	196,564,913
合 計		65,742,576,008	63,597,551,333	61,043,597,437	2,553,953,896

備考

一般会計の収支差引残額 2,357,388,983 円には、継続費に係る繰越財源 19,248,000 円及び繰越明許費に係る繰越財源 622,435,795 円を含むので、実質収支額は 1,715,705,188 円となる。

認定第 5 号

令和5年度射水市水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度水道事業収益 1, 9 8 3, 3 5 5, 4 7 7 円 …… (A)

当年度水道事業費用 1, 7 2 0, 1 8 1, 8 3 2 円 …… (B)

差引当年度純利益 2 6 3, 1 7 3, 6 4 5 円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 6 号

令和5年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度下水道事業収益 3, 9 2 8, 1 0 6, 4 9 1 円 …… (A)

当年度下水道事業費用 3, 5 7 5, 3 0 5, 8 6 7 円 …… (B)

差引当年度純利益 3 5 2, 8 0 0, 6 2 4 円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 7 号

令和5年度射水市病院事業会計決算認定について

(説 明)

当年度病院事業収益	3, 6 9 6, 6 9 9, 1 4 6 円
当年度病院事業費用	3, 8 6 9, 1 4 4, 8 0 6 円
差引当年度純損失	1 7 2, 4 4 5, 6 6 0 円
当年度未処理欠損金	6 9 6, 4 7 1, 9 9 8 円 …… (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0 円 …… (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A) - (B))

6 9 6, 4 7 1, 9 9 8 円

(決算＝地方公営企業法第30条)